⑻　本工事は資料提出等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙面での申請に代えるものとする。また、紙面での申請の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。詳細は、入札説明書による。

⑼　本工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。

①　「ワンデーレスポンス」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④　建設リサイクル法対象工事

⑤　総価契約単価合意方式

⑥　出来高部分払方式

⑦　「設計審査会」の設置対象工事

⑧　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑨　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【発注者指定型】

⑩　週休２日制適用工事【発注者指定方式】

⑪　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑽　本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における橋梁補修工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　ＲＣ構造の橋脚の耐震補強の施工実績があること。

㋑　鋼橋上部工の補修・補強の施工実績があること。（ＲＣ床板、ＰＣ床板のみの補修・補強の施工実績は認めない。）

ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくともよい。ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件とし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐㋑の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくてもよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本工事に専任で配置できること。また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

１）主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

２）１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷㋐、㋑に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくてもよい。

ただし、申請できる同種工事の工事経験は２件までとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が平成８年４月１日以降に完成引渡しを完了した国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

４）配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式―１―１で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から優先交渉権者選定通知までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

⑻　競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　Ｒ５国道６号中川大橋耐震補強他工事は、一般国道６号の上部工・下部工の耐震補強及び上部工の橋梁補修工事である。

下部工耐震補強工は、幅員30ｍとなる国道６号を支えている橋脚の耐震補強であり、仮設工は大規模になることが想定される。また、工事用道路（搬入路）の確保が困難であり、施工ヤードとなる桁下空間が低いことに加え、航路の確保も必要である。この様な様々な制約条件を踏まえ、非出水期内において耐震補強を確実に完了させるためには、施工者独自の技術を活用した施工方法の選定が必要である。

また、上部工の耐震補強工・橋梁補修工は、自動車交通量が多い国道を利用しての施工、かつ近隣には住居や商業施設が多い地域での施工である。現道上における工事については、道路利用者、及び周辺住民に対する影響が大きいことから、最適な施工方法で工事を実施するためには、適用可能な技術の収集や現地における詳細な調査の経験知識が必要である。